

平成 30 年 9 月 19 日

告 発 状

最高裁判所  
人事院  
国家公務員倫理審査会

刑訴法 239 条第 2 項公務員の告発義務違反につき、国家公務員法 82 条 1 項 2 号の懲戒処分をお願いしたく申し上げます。

告発人 [REDACTED]

告発人 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]  
生年月日 [REDACTED]  
電話番号 [REDACTED]

被告発人 勤務先 東京家庭裁判所  
所在地 東京都千代田区霞が関 1-1-2  
役職・氏名 前東京家庭裁判所所長（現高松高等裁判所長官）  
田村 幸一  
前東京家庭裁判所所長（現広島高等裁判所長官）  
大門 匠  
東京家庭裁判所長官  
甲斐 哲彦  
東京家裁判事  
富岡 喜美  
前東京家庭裁判所判事補（現広島地裁三次支部判事補）  
斎藤 敦  
東京家庭裁判所判事補  
堂 英洋  
前東京家庭裁判所判事補（現青森地裁家裁判事補）  
館 英子  
東京家庭裁判所調査官  
仁平 聰  
藤川 涼子  
大濱 祐子  
滝沢 郁

被告発人	勤務地	東京高等裁判所
	所在地	東京都千代田区霞が関 1-1-4
役職・氏名		前東京高等裁判所長官（現最高裁判所判事） 戸倉 三郎
		前東京高等裁判所長官（現最高裁判所判事） 深山 阜也
		東京高等裁判所長官 林 道晴
		東京高等裁判所事務局長 吉崎 佳弥
		東京高等裁判所部総括判事 中西 茂
		東京高等裁判所部総括判事 河野 清孝
		東京高等裁判所部総括判事 齊木 敏文
		東京高等裁判所判事 石井 浩
		東京高等裁判所判事 原 道子
		前東京高等裁判所判事（現旭川地裁所長） 栗原 壮太
		東京高等裁判所判事 高宮 健二
		東京高等裁判所判事 高取 真理子
		東京高等裁判所判事 小田 正二
		東京高等裁判所判事 小川 理津子
		東京高等裁判所判事 大嶋 洋志
		前東京高等裁判所判事（現東京地裁判事） 鈴木 昭洋
		東京高等裁判所判事 榎本 光宏
		前東京高等裁判所判事（現前橋地裁高崎支部判事） 瀬田 浩久

## 記

### 告発の趣旨

被告発人らは後記罪を犯し、犯状極めて悪質であるので、厳重に処罰されたく、ここに告発いたします。

### 告発事実

被告発人らは、平成 28 年 2 月 2 日 9：10～9：30 に、告発人に監護され告発人が親権を有する告発人の長男である未成年者訴外 [REDACTED] が、告発人の元から拐取された犯罪事実を、告発人の家事事件ないし民事事件の担当をすることに因り知り得ながら、公務員に法的に定められている告発義務を怠りました。

### 告発に至る経緯

1. 訴外 [REDACTED] は、平成 24 年 5 月 19 日に告発人とその配偶者である訴外 [REDACTED] の長男として生まれ、家族 3 人で暮らしていた。
2. 産前からのうつ病を悪化させていた訴外 [REDACTED] は、味覚障害、摂食障害を患うようになった。
3. 訴外 [REDACTED] は、食事や入浴、寝かしつけなど、告発人の監護監督の下に生活をしていた。
4. 訴外 [REDACTED] は、未成年者の居る家庭において離婚事由の無い離婚請求を告発人にするようになった。
5. 告発人は、未成年者の福祉を考慮し、訴外 [REDACTED] の精神病理の心配と不貞の疑い、離婚事由が存在しないことを確認する為に、夫婦円満調停を平成 28 年 1 月 8 日に東京家庭裁判所に申し立てた。
6. 訴外 [REDACTED] は、離婚請求と監護権独占の為に、離婚事由の無い離婚請求において拐取を専らの手口として請け負うことで知られる森法律事務所の弁護士らに手続代理人を依頼し、告発人に平成 28 年 2 月 3 日まで通知しなかった。
7. 平成 28 年 2 月 2 日、告発人は、未成年者といつものように二人で朝食を摂り、夕食のメニューや帰ってきてからの遊んで欲しい内容などのリクエストを未成年者から受けながら保育園に向かい、17：20 頃に訴外 [REDACTED] が迎えに来ることを申し送り、訴外 [REDACTED] を 9：00 に板橋区認可保育園旭保育園に預けた。
8. 平成 29 年 2 月 2 日 9：10～9：30 に訴外 [REDACTED] は、訴外 [REDACTED] により保育園から連れ去られた。
9. 告発人は、平成 29 年 2 月 2 日 19：00 から翌日の 2 月 3 日 9：00 まで、板橋区 [REDACTED] 派出所を拠点に行方不明になった訴外 [REDACTED] と訴外 [REDACTED]を探し続けた。
10. 告発人の親権監護権を侵害し、未成年者の自由を奪う、このような親子分離強要の開始の様態は、刑法 224 条未成年者拐取にあたり、代理人らの専らの業務の関与により行われた刑法 225 条営利目的の誘拐ないし、刑法 227 条拐取の帮助にあたることが明確である。
11. 告発人は、訴外 [REDACTED] の親権を有しており、民法 834 条親権喪失、民法 835 条管理権喪失の規定にあたる事由は存在しない。
12. 告発人は訴外 [REDACTED] に対して、保護命令などの措置は受けていない。

13. 未成年者拐取の違法性が阻却される事由は何ら存在していない。
14. 裁判所手続において、拐取前の告発人の監護の実績が認められている。
15. 裁判所手続において、拐取時に告発人と訴外 [REDACTED] に離婚事由が無い事が認められている。
16. 裁判所調査官調査において、拐取後に、北区児童相談所職員が拐取現場となった板橋区旭保育園を訪れ、告発人と訴外 [REDACTED]、訴外 [REDACTED] の保育園での再会に立ち会うことを提案したが、訴外 [REDACTED] 及びその代理人らが、その誠実協議の場を一方的に拒否したことが確認されている。
17. 裁判所調査官調査において、父子の関係が良好であることが確認されている。
18. 裁判所調査官調査において、未成年者が告発人に会いたがっていることが確認されている。
19. 平成 30 年 9 月 19 日現在、告発人と未成年者は声も聞かせぬ断絶を強要され続けている。
20. 被告発人らの担当した全ての手続きにおいて、告発人は未成年者との別居が拐取の様態により始まっている事を伝えている。
21. 平成 30 年 9 月 19 日現在、未成年者拐取の犯罪を知り得ながら、被告発人らは告発義務を怠っている。

同様態の事件は全国各地で多発しており、子供の連れ去りを伴う離婚調停手続き等は、もはや、従来思考の対応では適正執行が不可能な時代となっており、このままでは、家庭裁判所や高等裁判所民事部の審理運営に対する国民の信頼低下が司法全体の信頼失墜になるものと存じます。また、子供の連れ去り行為という自救行為に対し、司法が毅然たる対応をしないのであれば、自救行為(連れ去り)に対して自救行為(連れ戻し)で応酬するという、社会秩序の乱れを生ずる結果となります。

子供の連れ去り事案の対応は急を要する社会問題であり、家庭の法秩序と規律を破壊する犯罪行為でもあり、刑事事件として問擬されるべき時代だと御認識頂きたくお願ひ致します。

#### 添付書類

1. 告発人の長男が、拐取された直後の告発人から告発人の配偶者へのメール
2. 告発人の長男が、拐取された直後の告発人配偶者代理人と告発人のメール
3. 告発人の配偶者の代理人が離婚係争の代理人請負という営利活動において拐取の手口の常習性が強く推認できることについての報告書
4. 被告発人らが職権濫用し、営利目的の拐取常習弁護士らに協力していることの報告書となる罷免訴追請求状
5. 実子誘拐被害者団体から提出されている「親による子の拉致を刑事事件としての扱いよう求める要望書」(H30.9.18)
6. 欧州連合から連名で日本国法務大臣宛てに、日本における片親に因る未成年者略取の問題が指摘されたことが明かにされたイタリア大使館のプレスリリース (H30.3.30)
7. 国連人権理事会において、日本国内で片親に因る子の拉致問題が横行し、斡旋教唆している弁護士らを帮助する裁判官らの問題が指摘されている報告書 (H30.8.31)